

農業振興地域整備計画

総合的に見直します

5年以内に農用地区域に住宅建築や植林を予定している方は**5月29日までに申請を**

町は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的な農業振興を図るため「葛巻農業振興地域整備計画」を策定しています。平成27年度は5年に1度の総合的な見直し（定期見直し）の年に当たります。

農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を総合的に進めるため、おおむね10年間を見通して策定する計画です。

農用地区域は農業以外の利用が制限されています

将来にわたって優良農地として

すのでご注意ください。
また、原則として、今回の見直し後5年間は農振除外はできません。住宅建築や植林の予定がある方は必ず手続きしてください。
なお、農地転用を伴う場合、農振除外後に農地転用の手続きを農業委員会で行う必要があります。

農用地以外の土地を農業用に利用する場合も編入手続きを

農用地区域外の土地を草地造成など農業上の利用を計画している場合についても、農用地区域内への編入手続きが必要になる場合があります。

利用すべき土地は「農用地区域」に設定して農業施策を重点的に行うため、農業以外の利用が制限されています。
このため、農用地区域内の土地に住宅建築など農業以外の目的で利用する場合は、農用地区域から除外する手続き（農振除外）が必要です。

農振除外の手続きは5月29日までに

今後5年以内に、農用地区域内の土地に住宅建築や植林など農業以外の利用を予定している場合は、5月29日までに農林環境エネルギー課に申出書を提出してください。
6月から見直し作業が始まり、完了する平成28年3月までは、個別の変更手続きができなくなりま

す。



4月から始まります

農地基本台帳と地図情報の公表

農地法の一部改正により農地基本台帳と地図の整備が法定化され、平成27年4月から農地情報公開システムによるインターネットや農業委員会窓口での公表が始まります。

公表の対象は、農地集積・集約を進めるために必要な事項で、次の三つに区分されます。

- 1 広く公表する必要がある事項
- 2 人・農地プランの話し合いの場などで必要な事項
- 3 農地中間管理機構が業務を行う上で必要な事項

農地情報は、どなたでも閲覧できますので、農地の貸借を検討する際にご活用ください。

区分	項目	公表	
		インターネット	窓口
1	農地の所在、地番、地目および面積	○	○
	賃借権などの種類・存続期間	○	○
	耕作者ごとの整理番号	○	○
	遊休農地の措置の実施状況	○	○
	所有者の貸付・売却に関する意向	△	△
	農地中間管理機構が借り受けている農地かどうか	○	○
2	所有者の氏名・名称	×	○
	賃借人などの氏名・名称	×	○
	耕作者の氏名・名称	×	○
3	所有者の住所	×	×
	賃借人などの住所	×	×
	賃借権の額	×	×
	権利移動に係る手続きの根拠法	×	×
	納税猶予の適用状況	×	×
	その他必要事項	×	×

○の項目は公表します。
△の項目は所有者が公表に同意した場合のみ公表します。
×の項目は公表しません。

農地中間管理事業の仕組み

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）が、農地の借り受け・貸し付け、管理、基盤整備などによる利用条件の改善を行うものです。

■活用例①

農業者が経営転換や離農する場合：農業振興地域内の農地を機構に貸すことにより、機構が担い手ごとの希望も踏まえ、利用農地をまとまりのある形に整理して担い手に貸し付けます。

■活用例②

地域の担い手が分散している農地を交換し、使いやすくする場合：
・利用権の交換を希望する担い手それぞれが機構に利用権を移し、機構はまとまりのある農地に整理して担い手に貸し付けます。

■活用例③

遊休農地を活用する場合：農地利用可能と判断した場合、機構が条件整備後に借り受け希望者を募集し、貸し付けます。

■支援制度①

経営転換協力金：離農する農業者などが機構へ農地を貸し付ける面積に応じて、交付要件を満たした場合に協力が交付されます（遊休農地の所有者は交付対象外）。

■支援制度②

地域集積協力金：地域内の全農地面積に対する機構への貸し付け割合に応じて、地域に協力が交付されます。

詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。
☎66・2111
内線252



〔9〕平成27年3月1日・広報くずまき